

Ⅱ.事例報告 地域課題のタネ、どうやって見つけていますか？活かしていますか？



事例③

地域課題のタネ、市町村にどう伝えればよい？
どう共有すればよい？

千葉市在宅医療・介護連携支援センター
所長 久保田 健太郎

自己紹介



2002年千葉市に入職。病院事業、地域包括ケアなど医療・介護・福祉分野を長く経験。在職中に、政策研究大学院大学にて、病院事業を研究したほか、社会人勉強会である医療政策実践コミュニティ（HPAC）に参加した。

2021年には、新型コロナウイルスワクチン接種担当となり、全国各地の担当者とのネットワークにより、困難な事業を乗り越えた。現在は、在宅医療・介護連携を担当。

- 2002年 千葉市に入職（再開発事業を担当）
- 2006年 健康部病院事業室に異動（病院事業の経営管理を担当）
- 2009年 総務部職員研修室に異動（政策研究大学院大学に派遣）
- 2010年 病院事業室に異動
- 2011年 病院局経営企画課に異動
NPO法人地域医療を育てる会に参加
- 2012年 医療政策実践コミュニティ（HPAC）に参加
- 2013年 東京財団週末学校に参加
- 2014年 地域医療計画実践コミュニティ（RH-PAC）に参加
- 2015年 地域包括ケア推進課（新設）に異動
在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策を担当
- 2018年 在宅医療・介護連携支援センター（新設）に異動
- 2020年 中央保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室に異動
- 2021年1月15日 医療政策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室に異動
- 2023年 在宅医療・介護連携支援センターに異動（2度目）

千葉市の概要



千葉市では、地域包括支援センターをあんしんケアセンターの名称で、出張所含め**28圏域32か所**設置し、すべて委託での運営となっている。

在宅医療・介護連携支援センターは、市内に**1箇所**のみ。

•人口：**980,311人**

•高齢化率26.3%

(令和6年3月末現在)

千葉県の県庁所在地であり、政令指定都市として、首都圏の一翼を担う。

中央区の千葉駅周辺や美浜区の幕張新都心を中心に商業圏が広がり、国際拠点港の千葉港や、製鉄・火力発電など京葉工業地帯の中核的工業都市である一方で、北部の稲毛区・花見川区や東部の若葉区・緑区は豊かな自然環境が広がり、農業も盛んであるなど、多様な顔を持つ。



1 千葉市在宅医療・介護連携支援センターの特徴

- 市職員と委託先のコーディネーターが一体となって、在宅医療・介護連携支援センターを構成している。市の職員と事業団の職員は、同じ居室で仕事をしており、密に連携しながら業務を行っている。
- 約98万人の人口を抱える千葉市において、センター1カ所（職員6人）で在宅医療・介護連携の推進を担当していることから、伴走型のアウトリーチ支援など、市民への直接支援は実施せず、医療・介護専門職などの支援者への支援のみ実施している。
- 地域に密着した地域包括支援センターが、医師会など関係団体の協力を得ながら、医療・介護専門職の顔の見える関係性の構築を進めることが重要であり、センターは、地域包括支援センターの側面的支援を担っている。

千葉市 3人	所長（課長級：事務） 主査（主査：事務福祉） 担当（主任薬剤師）
事業団 3人	コーディネーター（看護師）2人 コーディネーター（社会福祉士・ 精神保健福祉士）1人



2 市町村職員を理解しよう



市町村職員

市町村職員の特徴

- 課の単位、係の単位、個人の単位で、担当業務（事務分掌）は文書で明確に決められている。
- 新たな取り組みを開始する場合などは、課長以上の役職者の許可を得る必要がある。
- 担当業務に対しては、責任と一定の権限を持っており、正確に（間違わずに）仕事を進めようとする。
- 仕事は、基本的に制度に紐付けられており、制度を理解してから、自分が何を取り組むべきか考える。

3 コーディネーターを理解しよう

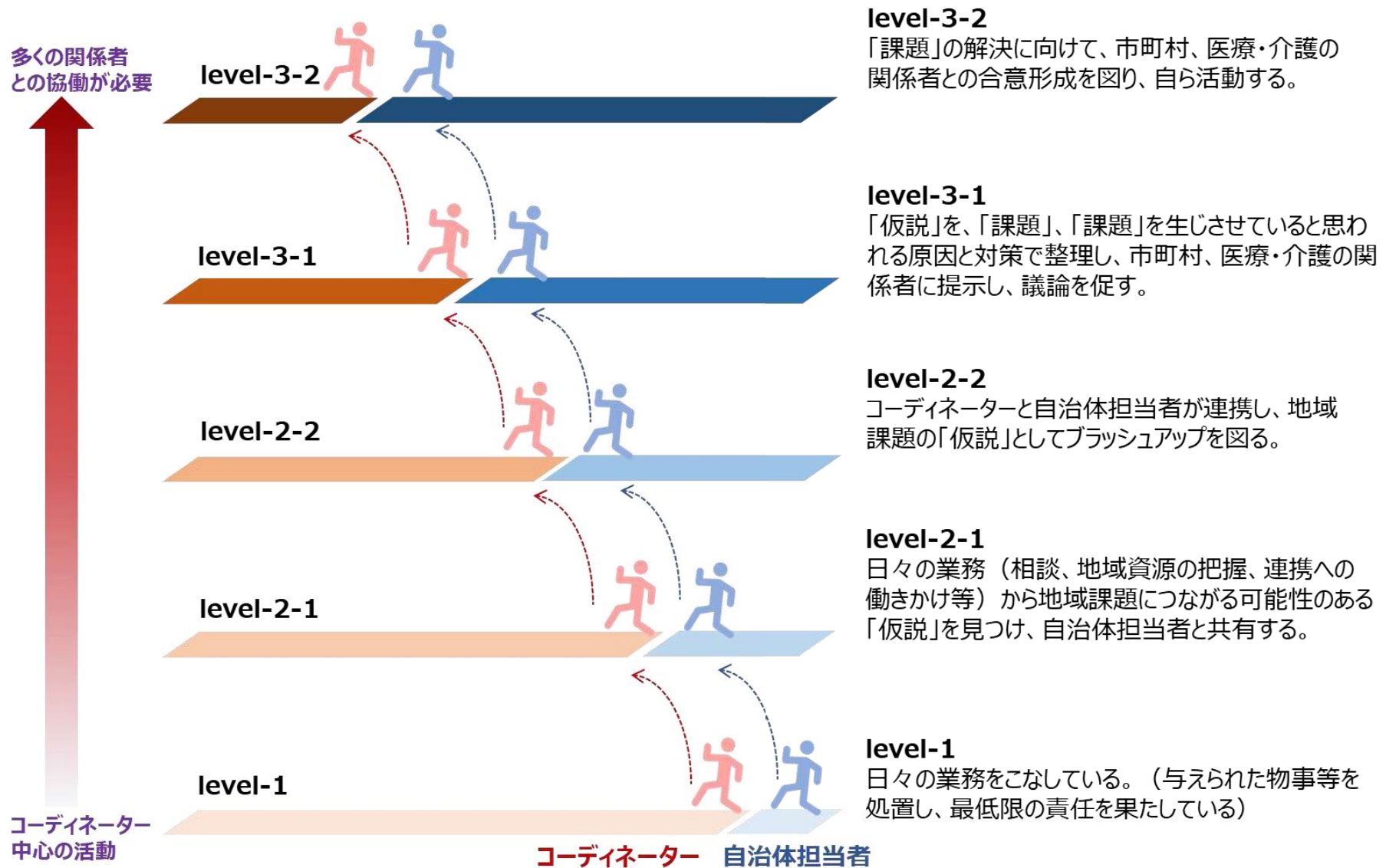


コーディネーター

コーディネーターの特徴

- やることは決まっているが、どのように、どこまで支援するかなど、業務の進め方は現場に任されており、自由度は大きい。
- 目の前の個別課題に対しては、必ずしも制度にとらわれる訳ではなく、自分の経験やネットワークを最大限活用して、対応しようとする。
- 現場の生の声に接する機会が多く、地域課題に対する肌感覚を持っている。

4 コーディネーターと市町村職員との連携のレベル



出典)令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーター支援及びスキルアップに関する調査研究事業

5 個別相談から「おひとりさま支援の手引き」が出来るまで

在宅療養を支援する
専門職の皆さま

免状したら!?

お金のことって...

親族はいるの?

おひとりさま 支援の手引き

身寄りのない高齢者の支援については、具体的ではなくとも、「こんな支援が要るかも…」、「この辺を聞いておかないと…」と感じることがあると思います。また、利用者から「誰にも迷惑を掛けたくない」「誰も頼れる人がいないけど、死んだらどうなるの?」と聞かれた事があるケアマネジャーも多いと思います。状況に応じた場面ごとに確認しておくべきポイントを把握し、どの利用者でも「想定内」の対応がとれる、そんな手引きをつくりました。

千葉市

人生の最終段階に向けて

本人の意向を尊重し、本人の意思を尊重できるよう、チームで支援を行います。

入院となる場合、病院の地域連携室に情報提供するようにしましょう。

状態が悪化した段階では、医療者間で連絡の共有と、乗取りや死亡後の役割分担を確

本人がしっかりと意思表明できる状況に、緊急対応の内容につ

いままでもうかがい

食な対応に備え、事前確認をお願いします。

死亡時は、亡くなった場所や連絡先が分かると

項目	確認したいポイント
意思決定 について	<input type="checkbox"/> 本人が今後どのようにしたいと考えているか。 <input type="checkbox"/> 現在の意思、生活目標の理解について <input type="checkbox"/> 亡くなった後、どのようにしたいのか ※私のリビングワイルド(千葉県医師会)等の活用
緊急連絡先 について	<input type="checkbox"/> 家族や親族の有無 <input type="checkbox"/> 緊急時に連絡して欲しい人等 <input type="checkbox"/> ケーパースタッフ <input type="checkbox"/> 友人(取って代わりたい人など)
金銭面 について	<input type="checkbox"/> 銀行の出入金 <input type="checkbox"/> サービス利用料の支払い
家屋 について	<input type="checkbox"/> 大家の連絡先の確認 <input type="checkbox"/> アパートの契約について確認 <input type="checkbox"/> 家の片付け等
地域 との関わり	<input type="checkbox"/> 民生委員など <input type="checkbox"/> 地域福祉委員との連携 <input type="checkbox"/> 医療機関との連携 <input type="checkbox"/> あんしんケアセンターとの連携

事前
に確認したいこと

【公式】全国高齢者福祉推進者協会委員会より、入居者死亡後の対応の徹底に関する、ガイドブックが発行されています。詳しくは下記QRコードをスクリーンショットしてください。

死亡
が確認されたとき

その他の手続点など、裏表紙をご覧ください。

いざという時のための3つの事前確認

1 生活保護受給者 >>> 社会福祉課の担当ケースワーカーに確認
特に死亡時等については、事前に担当課と調整しておきましょう。申請の状況によっては、申請書の提出が必要となります。申請書の提出が完了した場合は、申請書の提出が完了した旨を通知いたします。

2 生活保護受給者以外、身寄りがいない場合 >>> 警視庁へ連絡
遺体発見等によって発生する場合は、サービス利用料等の支払いが、事前に本人や関係者と話し合っておきましょう。

3 死亡届の提出 >>> 関係者と事前に情報共有
死亡届は「戸籍法第7条」の規定により、親類(認知親とは異なります)が定められています。死亡届や死亡届がない場合は、地主や家屋の管理人、相続人以外の親族、隣人、保証人、相続人、任意後見人及び任意後見発行人がいます。これらの関係者と事前に情報共有ができれば、速やかに連絡しましょう。

身寄りのない方が亡くなった時の連絡先

1 病院で亡くなった場合 病院 >>> 市へ連絡
身寄りのない方が病院で亡くなると、病院から連絡が入り、墓地・葬祭等に関する法律事務に基づいて、命が対応(火葬・埋葬)します。病院で亡くなった場合の対応は、葬儀費に充当されることになり、市が負担します。

2 自宅で亡くなった場合 最寄りの警視庁へ連絡 >>> 警察から市へ連絡
医師による死亡診断書がある場合などは、警察に連絡の後にその旨を報告してください。警察に連絡については、本人の意思から死亡届がない場合は、死亡届を提出するための申請を提出し、葬祭料に請求します。

お問い合わせ先は、関係者からお問い合わせください。関係者がある場合は、関係者からお問い合わせください。お問い合わせ先は、関係者からお問い合わせください。お問い合わせ先は、関係者からお問い合わせください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/renkeicenter/ending.html>

6 訪問看護ステーションからの電話相談から

音声：音読さん



訪看STの看護師

身寄りの無い方が、入院中に家に帰りたいて希望して、在宅に帰ることになったんです。でも状態が悪く、先も長くないと診断されていて、訪問診療や訪問看護をたくさん利用したので、その費用も結構かかったんですね。

生活保護を申請中だったんですが、決定する前にお亡くなりになって、訪問診療医が死亡診断を行い、訪問看護でエンゼルケアも実施しました。

身寄りがなかったので、市役所に連絡したんですが、病院か警察からの連絡じゃないと受け付けられないと言われ、医師から警察へ連絡しました。

そうしたら、引き渡す前にエンゼルケアをしたことについて、警察から叱られてしまいました。

遺体は市役所に引き渡され火葬されました。その後、本人から預かっていたお金を市役所に渡そうとしたんですが、手続きが終わっているからと断られてしまったんです。

このときは、死亡届を提出できる人や、葬祭の市長執行について説明し、いったん支援終了となったが、同様の相談は他にも寄せられていた。

7 コーディネーターと市担当職員との何気ない会話から

最近、身寄りのない方の相談が多いですね。

身寄りがない方の支援では、本人の意向の把握だけでなく、お金の管理や身元保証、日常生活の支援、そして死後の手続きも必要で、大変ですね。

高齢独居世帯が増えてるしね。
ギリギリ生活保護にならない年金受給者も多く、
金銭的に厳しかったり、身元保証人もいなかったり、
施設に入るのもの難しいよね。

だから独居生活を続けるしかないケースが増えてる。
その結果、在宅で看取られるケースが増えてる
のかもしれないですね。

一度、地域ケア会議で話し合ってもいいかもね。



コーディネーター



市担当職員



8 地域ケア会議での議論



ベテラン市職員

身寄りがない人が亡くなった後に、お預かりしていた現金が残ってしまった場合、その処分は簡単にはできないんですね。

墓地や埋葬に関する法律がちゃんと理解されていないんだよね。死亡届を出せる人は親族や建物の管理者、警察に限られるんだ。訪問診療の医師は届出人になれないから、死亡時には警察に届ける必要があるんだよ。



訪看STの看護師

生活保護とか、そういう制度を利用するタイミングは、後で困らないように事前にちゃんと考えておかないとですね。

身寄りのない方の看取りを経験すると、そういった知識が増えていくんだけど、経験がない支援者は何も知らないことが多いのよね。



市担当職員



コーディネーター

9 地域ケア会議を終えて

死亡後の金銭管理のルールを作ったりするのって、法律や制度の改正が必要で、すぐにはできないんだよね。

でも、在宅で身寄りのない方が亡くなったときの対応や、どんな準備をしておくべきかを示すフローチャートがあるだけで、現場の支援者はずっと心強く感じるんじゃないですかね。

身寄りのない方が『在宅で最期まで自分らしい生活』を実現するには、「本人の意向をしっかりと把握しておく」、「必要な情報をちゃんと押さえておく」、「多職種連携、他制度の活用に気を配る」この3つが求められるよね。

身寄りのない方を支援するための専門職向けの手引きを作成しましょう！！



市担当職員



コーディネーター

10 おひとりさま支援の手引きを作ろう



コーディネーター

手引きを作るといっても、どうやって作ればいいんですか。



ベテラン市職員



法律的に正しい視点と、実際の支援に必要な視点のバランスに注意する必要があるよね。

人生の最終段階に向けた支援では、医療や介護だけでなく、権利擁護や障害者支援なども取り入れることも大切だよね。

職能団体などと連携して作成することで、使える手引きになるし、様々な分野との協力体制の構築にも役立つんじゃないかな。

現場のケアマネジャー、訪問診療医師など、多機関・多職種と連携して作成することが大切ですね！！



市担当職員

1 1 おひとりさま支援の手引きが完成した



おひとりさま支援の手引きが完成しましたね！



ベテラン市職員

手引きを活用して、支援に必要な制度や方法を前もって知っておくことで、状況に応じて、看取りも視野に入れた支援ができるようになってほしいね。

だから、支援の開始から終了までの流れを見えるようにして、各場面での視点や利用できる制度を明らかにしているんですね。

支援者が一人で問題を抱え込まないようにするために、関係機関や制度の概要も記載してありますね。



コーディネーター



市担当職員

地域ケア会議などで、フローを見ながら対応を振り返ったり、必要な制度を利用するためのガイドとして使えそうですね。

経験が少ない支援者でも、今後の展開を予想しながら支援できるし、どこまで支援すべきか考える材料にもなりますね。

1 2 コーディネーターから聞きたいこと



コーディネーター



市担当職員

- まずは、相談事例に関する事実を正確に報告してほしいです。
- 相談の背景などに対する自分の思いや評価は、事実とは別に報告してもらえると嬉しいです。
- 本人なのか、家族なのか、支援者なのか、誰が困っているのか分かるようにしてほしいです。
- 困難事例だけでなく、上手く行った事例も報告してもらおうとやる気が出ます。

1 3 コーディネーターと市町村担当者の連携を目指して

- 報告書を最大限活用してほしい。
→報告書は、市町村担当者を振り向かせるための強力な武器。
- 会議の場を活かしてほしい。
→日々感じている課題のタネを伝えるチャンス。
- 会議のあとの雑談は、もっと活かしてほしい。
→打ち合わせの中で課題のタネを伝えられなくても、会議後の雑談で伝えることができるかも。
- 市町村担当者の置かれた状況を想像してほしい。
→動きが悪いのは、やる気がないという理由だけではない。見えにくいかもしれないが、地域課題を解決したいという熱意は、コーディネーターと同じはず。